

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とした県内各市町が行っている支援一覧です。

R7年4月1日現在

実施主体名	対象者	サービスの内容等	問い合わせ先	備考
大津市	1級 (市民税非課税世帯の方)	大津市福祉タクシーチケット(500円券年間28枚分の助成)	障害福祉課 077-528-2745	自動車燃料の助成との併給不可
	1級 (市民税非課税世帯の方)	自動車燃料費の助成(ガソリン8リットル券年間12枚)	障害福祉課 077-528-2745	福祉タクシーチケットとの併給不可
	1級 (年齢、所得制限有)	3歳以上65歳未満の在宅重度障害者(児)で、認知症の診断を受けており、常時紙おむつが必要な人への紙おむつ券の給付	障害福祉課 077-528-2745	
	1～3級	国民健康保険料の減免 世帯主が精神保健福祉手帳を交付され、世帯主及び国民健康保険加入者全員が当該年度の市民税の所得割が非課税である世帯で、保険料の納付が困難な人	保険年金課 077-528-2751	
	1級	軽自動車税の減免	市民税課 077-528-2707	
	1～3級	公共駐車場・駐輪場の料金割引	建設監理課 077-528-2705	
草津市	1～2級 (所得制限なし)	自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分の助成 県制度での精神科通院医療費助成は所得制限を設けているが、市ではその所得制限を撤廃し、対象者であれば全て助成対象としている。	保険年金課 077-561-6975	
	1級 (所得制限なし)	保険診療の自己負担分の全部または一部の助成 県制度での福祉医療費助成は所得制限を設けているが、市ではその所得制限を撤廃し、対象者であれば全て助成対象としている。	保険年金課 077-561-6975	
	精神障害のある人等	「Me * Time」(精神障害者サロン) 開所日 毎月第2・4水曜日 午後1時30分～午後3時00分 場 所 渋川福複センター2階 草津市立障害者福祉センター内 草津市西渋川二丁目9-38 内 容 雑誌や漫画など、一人でリラックスして過ごせます 利用料 なし  グループピアカウンセリング『にこにこクラブ』 開催日 月1回(第2金曜日:年12回程度) 午後1時30分～午後3時30分 場 所 渋川福複センター2階 草津市立障害者福祉センター内 草津市西渋川二丁目9-38 内 容 今の気持ち・気分・体調・近況など伝えたいことを話します 利用料 なし	草津市立 障害者福祉センター 077-569-0351	
	1級	自動車燃料費・福祉タクシーの助成(500円券を年間24枚(3ヶ月ごとの利用期間あり)	障害福祉課 077-561-6972	
	1～3級	社会体育施設(総合体育館等)、都市公園施設(YMITアリーナ、ロクハプール、水生植物公園みずの森等)、史跡草津宿本陣・草津宿街道交流館を個人利用する場合は無料(本人およびその介護者)	各施設	
	1～3級	コミュニティバス「まめバス」の運賃が半額	交通政策課 077-561-2343	
	1～3級	デマンド乗合タクシー「まめタク」の運賃が半額	交通政策課 077-561-2343	
	1～3級	南草津駅自転車自動車駐車場、草津駅前地下駐車場 …本人が自ら運転する場合や、同乗する場合に利用料金が半額(自動車の定期駐車料金を除く) 草津駅西口自転車駐車場、草津駅西口第2自転車駐車場、草津駅西口第3自転車駐車場、草津駅東自転車駐車場…半額	交通政策課 077-561-2343	
	1～3級	草津川跡地公園(区間5)の駐車場の駐車料金が半額	草津川跡地公園(区間5)de愛ひろば にぎわい活動棟 077-562-5010 草津川跡地整備課 077-561-6867	

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とした県内各市町が行っている支援一覧です。

R7年4月1日現在

実施主体名	対象者	サービスの内容等	問い合わせ先	備考
守山市	1～3級	デマンド乗合タクシー「もーりーカー」の運賃が半額	都市計画・交通政策課 077-582-1132	
	1級	福祉タクシー運賃助成（500円券年間25枚分の助成）	障害福祉課 077-582-1168	自動車燃料費助成との併給不可
	1級	自動車燃料費助成（500円券年間25枚分の助成）注：自動車税の減免を受けていること		福祉タクシー運賃助成との併給不可
	1～3級	守山市民運動公園内施設等の施設利用料が割引	守山市民運動公園 077-583-5354	
	1～3級 就労支援事業所等 へ通所している人	通所費（交通費）の一部助成（限度額：月額10,000円）	障害福祉課 077-582-1168	
	精神障害のある人等	「メンタルスマイルサロン」※ボランティア団体「メンタルスマイル」委託事業 開催日：毎週水曜日 午後1時～3時 場所：なごやかセンター（守山市福祉保健センター） 守山市下之郷三丁目2番5号 内容：談話、レクリエーション、カードゲーム等		
	精神障害のある人とその家族等	「みんなの居場所（サロン）」※守山市精神障がい者と家族の会「さざなみの会」委託事業 開催日：第1～第4日曜日 午後1時～3時 場所：あまが池プラザ3階 いきいき活動ひろば 守山市勝部一丁目13番1号 内容：談話、レクリエーション、カードゲーム等		
	1～2級	精神科通院医療費受給券（助成券） 自立支援医療（精神通院）自己負担分の一部または全額を助成	国保年金課 077-582-1120	
栗東市	1～3級 (所得制限あり)	手帳の提示により市営住宅の入居条件の住宅困窮度スコアに加点。収入認定の際の控除有り。	住宅課 077-551-0347	
	1～3級	手帳の提示により市営バスの運賃が半額	土木交通課 077-551-0291	
	1～3級	手帳の提示により老人福祉センターの温浴施設の使用料の免除	社会福祉協議会 077-554-6105	
	1～3級	手帳の提示により市民体育館のトレーニング室の利用料の免除	市民体育館 077-553-4321	
	1～3級	・手帳の提示により野洲川運動公園陸上競技場（個人利用）の利用料の免除 ・手帳の提示により野洲川運動公園グラウンドゴルフ場（個人利用）の利用料の免除	野洲川体育館 077-553-1006	
	精神に 障がいがある方	栗東サロン「歩」 開催日：毎週木曜日 午後1時30分 場所：なごやかセンター内 内容：他人とのコミュニケーションの練習、生活のなかの癒しの提供、農業体験、調理体験など	障がい福祉課 077-551-0113	
	1級	自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業 在宅の重度心身障がい者（児）の健康の増進及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金または自家用自動車ガソリン代の一部相当額をチケットで助成します。（所得制限あり） 対象者…身体障がい者手帳1・2級 療育手帳A 精神障がい者保健福祉1級 のいずれかに該当する方 年額／12,000円（通院による血液透析を受けている人は1,000円／月加算）	障がい福祉課 077-551-0113	

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とした県内各市町が行っている支援一覧です。

R7年4月1日現在

実施主体名	対象者	サービスの内容等	問い合わせ先	備考
野洲市	1級	福祉タクシー運賃助成・自動車燃料費助成 (年間36枚を限度として交付 額面:燃料費420円 タクシー運賃500円)	障がい福祉課 077-587-6087	
	1級	紙おむつ購入費の助成(1ヶ月につき5,000円分のチケット 500円×10枚)	障がい福祉課 077-587-6087	
	1~2級 (所得制限なし)	自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分の助成	保険年金課 077-587-6081	
	1級・療育手帳B1か つ2級 (所得制限なし)	保険診療の自己負担分の助成	保険年金課 077-587-6081	
	1~3級	市内コミュニティバス料金(本人及び介助者)が半額	都市政策課 077-587-6324	
	1~3級	野洲市河川公園グランドゴルフ利用料の減免	野洲川河川公園 077-586-0800	
	1~3級	市総合体育館トレーニングルーム利用料の減免(初回、器具使用に伴う講習受講料に500円必要)	野洲市総合体育館 077-587-3477	
	1~3級	歴史民俗博物館入場料の減免(本人及び介助者)	歴史民俗博物館 077-587-4410	
	1~3級	野洲市健康スポーツセンター「Sunness(サンネス)」の利用料の割引 ・プール、トレーニングルーム 350円 ・温浴施設(星ヶ峰の湯) 250円 ・プール、トレーニングルーム、温浴施設セット 450円 ※いずれも18歳以上、介護者は無料	野洲市健康スポーツ センター 077-596-5964	
	1~3級	野洲市なかよし交流館利用料の減免(本人及び介助者)	なかよし交流館 077-587-6511	
湖南市	1級	軽自動車税の減免(車の所有者が本人又は生計を一にする方、かつ運転者が本人又は生計を一にする方又は常時介護する方に限る)	税務納税課 077-587-6040	
	3級 (所得制限あり)	自立支援医療(精神通院医療)の自己負担分の助成	保険年金課 0748-71-2324	後期・福祉医療・年金 係
	1~3級	コミュニティバス「めぐるくん」 大人250円→130円、小人130円→70円	都市政策課 0748-69-5602	
	1級	軽自動車税の減免	税務課 0748-71-2319	
	1~3級 (所得制限あり)	ガソリン代助成事業 500円×24枚=12,000円分のチケットを交付(年間)	障がい福祉課 0748-71-2364	
	1~3級 (所得制限あり)	タクシ一代助成事業 500円×24枚=12,000円分のチケットを交付(年間)	障がい福祉課 0748-71-2364	
甲賀市	障がい者支援施設 等へ通所する方	湖南市精神障がい者支援施設等通所交通費助成事業 通所費(交通費)の一部助成(限度額:月額10,000円)	障がい福祉課 0748-71-2364	
	1級 (所得制限あり)	甲賀市障害者自動車燃料費補助 1年以上市内在住の方で、自動車燃料費を年間15000円限度として補助します。	障がい福祉課 0748-69-2161	
	1~3級	甲賀市コミュニティバス無料乗車券の交付	公共交通推進課 0748-69-2215	部内の予算査定の 状況によっては変更 あり
	1~3級 (所得制限あり)	甲賀市障害者福祉車両運賃助成事業 甲賀市コミュニティバス・タクシー(指定)・信楽高原鐵道の利用運賃に対して年間18000円を限度として助成します。	障がい福祉課 0748-69-2161	
	1~3級 (所得制限あり)	甲賀市在宅障害児福祉手当 ・1年以上市内在住で、在宅生活をしている障害者手帳をお持ちの20歳未満の児童を養育している方に月額15,000円を助成	障がい福祉課 0748-69-2161	
	1~3級 (所得制限あり)	【市営住宅事業】 市営住宅の入居公募がある場合のみ、市営住宅の入居選考時に優先的に選考します。入居の確定を保証するものではありません。 【民間賃貸住宅家賃補助事業】(家賃制限あり)	住宅建築課 0748-69-2212	
	1~3級 就労支援事業所等 へ通所している人	通所費(交通費)の一部助成(限度額:月額10,000円)	障がい福祉課 0748-69-2161	
	1級	軽自動車税の減免	税務課 0748-69-2128	
	1級	避難行動要支援者同意者名簿への登録 大規模な災害が発生したとき、自力での避難が困難な方を支援するため、同意された方を名簿として作成します。	地域共生社会推進課 0748-69-2155	

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とした県内各市町が行っている支援一覧です。

R7年4月1日現在

実施主体名	対象者	サービスの内容等	問い合わせ先	備考
近江八幡市	1～3級	市民バス「あかこんバス」をご利用の際、降車時(運賃支払い時)に手帳を提示して頂ければ、運賃が半額になります。(通常200円→100円) ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(ご本人)のみ割引の対象です。介助者の割引はありません。	交通政策課 0748-36-5515 市民バス運行管理室 0748-36-5780	
	1～2級 (所得制限なし)	精神科通院医療費助成 自立支援医療(精神通院)の適用を受けている医療機関等での精神疾患の通院医療費に限り、自己負担分(1割)を助成します。入院は対象外です。	受給券の手続、交付 保険年金課 (0748-36-5501)	
	1級	軽自動車税の減免	税務課 0748-36-5505	
東近江市	1～3級	「ちょっとバス」において、障害者本人及び介護人の運賃が50%割引 通常200円→100円	公共交通政策課 0748-24-5658	
	1～2級	障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進のため、自動車燃料費・タクシー料金の一部を助成 年額5,000円分(ガソリン・タクシー券として共通の助成券1冊:500円×10枚綴りを交付)	障害福祉課 0748-24-5640	
	1～2級	常時紙おむつが必要な在宅障害者のために費用の一部を助成 月額3,000円分(紙おむつ助成券として交付)	障害福祉課 0748-24-5640	
	1～3級	【住宅関連】 ①市営住宅入居申込時、要件の一部を緩和(単身入居・所得制限の上限) ②家賃算定期間に、「所得税法上(税務署へ申告しているもの)の特別障害者及び障害者に該当する者」を条件に、特別控除の対象となる ③1級の手帳保持者を対象に、駐車場利用料の減免を実施	住宅課 0748-24-5652	
	1級	軽自動車税の減免(一定の要件を満たす必要あり)	市民税課 0748-24-5604	
日野町	2～3級 (所得制限あり)	福祉医療受給券の交付により、医療費の自己負担分の一部助成	住民課保険年金担当 0748-52-6584	
	1～3級	日野町営バスの運賃が無料(福祉乗車証を発行)	福祉保健課福祉担当 0748-52-6573	
	1級 (所得制限あり)	タクシー代かガソリン代を助成 ・タクシー代の助成[日野町福祉タクシー助成券を交付(年間18,000円を限度)] ・ガソリン代の助成[日野町ガソリン費助成券を交付(年間18,000円を限度)]	福祉保健課福祉担当 0748-52-6573	
	1級	軽自動車税の減免	税務課住民税担当 0748-52-6570	
	1級 (所得制限あり)	在宅重度障害者(児)で、常時紙おむつが必要な方に、購入費用の一部(月額上限5,000円)を助成	福祉保健課福祉担当 0748-52-6573	
	1～3級 (就労支援事業所等へ通所している方)	公共交通機関を利用して通所する方に、交通費の一部(月額上限10,000円)を助成 予約制乗合(チョイソコひの)を利用して通所する方に対し、手帳所持により半額となる残りの運賃を助成	福祉保健課福祉担当 0748-52-6573	
	1～3級	予約制乗合(チョイソコひの)の運賃が半額。 ※事前の会員登録が必要。	交通環境政策課 0748-52-6523	

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とした県内各市町が行っている支援一覧です。

R7年4月1日現在

実施主体名	対象者	サービスの内容等	問い合わせ先	備考
竜王町	1級 (所得制限あり)	在宅の障害者に対し、社会参加促進助成券として「自動車等燃料費」または「タクシー運賃」の助成券を交付。 (400円券を月2枚、最大24枚交付) ※自動車等燃料費の助成を受けるためには、本人が運転免許証を所持している等の条件がある。	自立支援課 0748-58-5323	
	1～3級	予約制乗合(チョイソコりゅうおう)の運賃が半額。 ※事前の会員登録が必要。	未来創造課 0748-58-3701	
	1級 (所得制限あり)	在宅重度障害者(児)で、常時紙おむつが必要な人に、購入費用の一部(月額3,000円)を助成。	自立支援課 0748-58-5323	
	2～3級 (所得制限あり)	福祉医療費受給券の交付により、医療費の自己負担分の一部助成	住民課医療年金担当 0748-58-3702	
	1～3級	町総合運動公園の施設利用料の割引	竜王町地域振興事業団 0748-58-3172	
彦根市	1～2級 (所得制限あり)	彦根市自動車燃料費及び福祉タクシー運賃助成 ガソリン券 500円×12枚(前期6枚、後期6枚)=年間6,000円 タクシー券 500円×24枚=年間12,000円	障害福祉課 0749-27-9981	
	1～2級 (所得制限あり)	日常生活用具(火災警報器・自動消火器)	障害福祉課 0749-27-9981	
	1～3級 (所得制限あり)	日常生活用具(電磁調理器)	障害福祉課 0749-27-9981	
	1～3級	彦根城、彦根城博物館、玄宮楽々園の入場料の免除	彦根城博物館 0749-22-6100	
	1～3級	市営駐車場使用料金の減免(一時駐車)	交通政策課 0749-30-6134	
	1～3級	予約型乗合タクシー(愛のりタクシー)運賃の割引(半額) 「介護付」バス介護付の表示がある場合は、介護者の運賃も割引(半額)	交通政策課 0749-30-6134	
	1～3級	彦根市障害者スポーツカーニバルへの参加	障害福祉課 0749-27-9981	
	1級	軽自動車税の減免	税務課 0749-30-6140	
愛荘町	1～3級	タクシー運賃助成事業 (タクシー運賃助成券 年間14,400円)	福祉課 0749-42-7691	
	1級	自動車燃料費助成事業 (14,400円以上利用で7,200円が限度額)	福祉課 0749-42-7691	
	精神障がいをお持ちの方	食の自立支援事業 心身の状況や傷病、世帯の状況等の理由により、調理が困難な方や適切な食事の供与が困難と認められる方に配食サービスの利用料を助成する。利用金額の半額を助成(助成上限:1食300円(税抜き))	福祉課 0749-42-7691	
	1～2級	緊急通報システム事業 (緊急通報システム装置を自宅に設置。(条件、費用負担等あり)	福祉課 0749-42-7691	ひとり暮らし重度障がい者または重度障がい者世帯
	1～3級	ふれあい収集事業 個別訪問し、玄関先等に設置したごみ収集ボックスからごみの収集を行う。 ごみ収集時に、ごみが出ていない場合は、声を掛け、安否確認を行う。	福祉課 0749-42-7691	自らごみ集積所へごみを持ち出すことが困難な世帯。 協力者がいる場合を除く。
	1～3級	福祉センターラボール秦荘(プール・トレーニングゾーン)各区分使用料の半額減免	ラボール秦荘 0749-37-4777	
	1～3級	愛のりタクシー運賃割引(半額)	みらい創生課 0749-29-9046	
	1級	軽自動車税の減免	税務課 0749-42-7690	

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とした県内各市町が行っている支援一覧です。

R7年4月1日現在

実施主体名	対象者	サービスの内容等	問い合わせ先	備考
豊郷町	1～2級	重度障害者・重度障害者老人医療費助成(福祉医療)	保健福祉課 0749-35-8116	
	1級～3級	町内に在住する障害者に対し、常時紙おむつが必要な人への給付。ただし、外傷性高次脳機能障害により失禁があると医師意見書により認められた方に限る	保健福祉課 0749-35-8116	
	1級～3級	燃料助成1月分15%の助成券を発行、タクシー運賃助成1回620円を限度とし1月2回を限度とする。(燃料助成か運賃助成かいずれか1つ選択)	保健福祉課 0749-35-8116	
	1級～3級	インフルエンザ予防接種費用の一部助成。対象者は生後6月から満65歳未満の者(定期予防接種の対象者を除く。)助成額は予防接種に要した費用の額から1回につき自己負担額1,000円を控除した額とする。対象期間は10月1日～翌年2月末まで。	保健福祉課 0749-35-8116	
	1級～3級	すまいるたうんばす(無料バス)利用	保健福祉課 0749-35-8116	
	1～3級	愛のりタクシー運賃割引(半額)	企画振興課 0749-35-8112	
	1級	軽自動車税の減免	税務課 0749-35-8119	
甲良町	1～3級	【甲良町温水プール・香良の湯利用料の割引】 ・甲良町温水プールの使用料半額减免 ・香良の湯の使用料が割引	甲良町温水プール・香良の湯 (0749-38-5155)	
	1～2級	福祉医療受給券を交付	住民人権課 (0749-38-5063)	
	1級	軽自動車税の減免	税務課 (0749-38-5064)	
	1～3級	あいのりタクシー半額助成	企画監理課 (0749-38-5061)	
多賀町	1～2級	ガソリン費補助(月30リットル以内、ガソリン54円／リットル、軽油32円／リットル)自ら運転されている方	福祉保健課 0749-48-8115	
	1～2級	福祉医療受給券を交付	税務住民課 0749-48-8114	
	1級	軽自動車税の減免	税務住民課 0749-48-8114	
	1～3級	あいのりタクシー半額助成	企画課 0749-48-8122	
長浜市	1級 (所得制限あり)	すべての診察料の通院・入院の医療費自己負担分の助成	しょうがい福祉課 0749-65-6518	
	2級 (所得制限あり)	精神疾患を治療している外来医療費の自己負担を助成	しょうがい福祉課 0749-65-6518	
	1～2級 その他条件有	疾病や認知症などで生活や判断が難しい人に対し、配食を通じて安否確認や見守り支援を実施(昼食又は夕食。週5回限度。費用一部負担あり。)	しょうがい福祉課 0749-65-6518	
	1級 その他条件有	居宅訪問による理美容サービス(6ヶ月に1回。費用負担あり。)	しょうがい福祉課 0749-65-6518	
	1～2級 (その他条件有)	在宅の方への社会参加の支援として、援助金を支給(年12,000円)ただし、施設に入所している人は対象外。	しょうがい福祉課 0749-65-6518	
	1～2級	市立図書館の図書などの資料を郵送で借用できるサービス	各市立図書館	
	1～3級	施設入場料の減免	しょうがい福祉課 0749-65-6518	
	周囲の人の助けが必要な人	災害における要援護者の避難誘導等の支援および日常的な見守り活動を地域において行えるよう「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」への登録	しょうがい福祉課 0749-65-6518	

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とした県内各市町が行っている支援一覧です。

R7年4月1日現在

実施主体名	対象者	サービスの内容等	問い合わせ先	備考
米原市	1級	常時紙おむつ等の介護用品を必要とする方またはその保護者を対象に、介護用品の購入に要した費用の一部を助成	障がい福祉課 0749-53-5123	
	1~3級	調理が困難な在宅のひとり暮らし障がい者への配食サービス	障がい福祉課 0749-53-5123	
	1~2級 (所得制限あり)	入院医療費(指定病院 精神科)のうち、保険診療自己負担金の半額を助成	障がい福祉課 0749-53-5123	
	1~3級	社会福祉事業に係る施設、障害者共同作業所、小規模通所授産施設に通所する者に対し、通所に要した交通費のうち、月額3000円を限度に助成	障がい福祉課 0749-53-5123	
	1~2級	福祉タクシー運賃の一部を助成	障がい福祉課 0749-53-5123	
	1~2級	障害のある方本人か生計を一にする家族が自動車または軽自動車を所有し運転していて、本人のために、本人または生計を一にする家族が運行する燃料費の一部を助成	障がい福祉課 0749-53-5123	
	1級	軽自動車税の減免	税務課 0749-53-5115	
	1~3級	「米原市乗合タクシー市民等割引パスポート」の一部助成	各庁舎窓口	
高島市	1~3級	介護用品助成事業 常時紙おむつ等の介護用品が必要な在宅の障がい児・者に対し、介護用品購入助成券を交付します。 20歳未満世帯 (対象者が20歳未満の場合)・月額5,000円分 市民税非課税世帯・月額3,000円分	障がい福祉課 0740-25-8516	申請時に紙おむつなどが必要である旨の証明が必要です。申請した月から当該年度の3月分までまとめて支給します。
	1~2級 (市民税非課税世帯)	福祉総合交通利用助成事業 ①タクシー・バス利用券・月額1,000円分 ②ガソリン券・月額750円分	障がい福祉課 0740-25-8516	①②のどちらかを選び、申請した月から当該年度の3月分までまとめて支給します。
	障がい者就労支援施設などへの通所している方	障がい者就労支援施設等通所費助成 障がい者就労支援施設などへの通所のための交通費の一部を助成します。 月額上限5,000円	障がい福祉課 0740-25-8516	年度末に一括申請を行い、まとめて支給します。
	1級	軽自動車税の減免 減免には一定の要件を満たす必要があります。	納稅課 0740-25-8116	
	1~2級	高島市避難行動要支援者地域助け合い制度 日常生活の中で手助けを必要とする方に対し、災害が起こったとき等に地域の中で手助けを受けられるようにする制度です。ただし、できる範囲の手助けであり責任や業務を伴うものではありません。	社会福祉課 0740-25-8120	
	1~2級	市営住宅へ裁量階層として入居可能 入所には審査が必要です。まずはご相談ください。 常時介護を必要とする場合、単身での入居はできません。	都市政策課 0740-25-8571	
	精神障がいをお持ちの方で、主治医の了解を得た方	デイケア事業「ひまわりクラブ」 開催日 毎週水曜日 9:00~12:00 場 所 新旭公民館 内 容 社会体験、創作活動、調理実習などの集団活動を行っています。 またひとり一人に目標や支援計画を立てるなどの個別支援も行っています。 ※活動内容により、参加費が必要です。	障がい福祉課 0740-25-8516	見学希望の方は事前連絡お願いします。 参加には主治医の推薦書が必要です。